# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	生活保護事務 基礎項目評価

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

東大阪市長

#### 公表日

令和5年3月1日

#### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務、保護の決定及び実施又は徴収金の徴収において情報連携による公金受け取り口座情報取得に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、統合専用端末、医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル	名
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第15号 内閣府総務省令第5号第15条
4. 情報提供ネットワーク	
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【照会ができる根拠規定】番号法第19条第8号 別表第二の26の項番号法第19条第9号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び用法を定める命令 第19条 【提供ができる根拠規定】番号法第19条第8号 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市市長公室広報室市政情報相談課
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か 令和3年7月31日 時点							
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	令和3年8月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価		i点項目評·	1) 基 2) 基 3) 基	沢肢> 礎項目評価書 礎項目評価書及び 礎項目評価書及び i書において、リスク	全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	はネットワークシステ	ムを通じた	と入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) 特I 2) 十:	尺肢> に力を入れている 分である 題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	1) 特f 2) 十:	尺肢> に力を入れている 分である 題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) 特I 2) 十;	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) 特I 2) 十:	沢肢> に力を入れている 分である 題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム			]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) 特I 2) 十:	沢肢> に力を入れている 分である 題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[ ]接続しなし		]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) 特( 2) 十; 3) 課;	沢肢> に力を入れている 分である <u>題が残されている</u>		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	1) 特I 2) 十:	沢肢> に力を入れている 分である <u>題が残されている</u>		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	1) 特I 2) 十:	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[ ]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ] 外部監	查	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	1) 特I 2) 十:	択肢> に力を入れて行って 分に行っている 分に行っていない		

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	5. 評価実施機関による担当	東大阪市福祉部生活福祉室	東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課	事後	令和2年4月1日機構改正によ
令和2年4月1日	部署①部署 5. 評価実施機関による担当 部署②所属の役職名	生活福祉室長	生活福祉課長	事後	令和2年4月1日機構改正によ
1	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市福祉部生活福祉室	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課	事後	令和2年4月1日機構改正によ る
令和2年10月1日	1. 対象人数・いつ時点の計 数か	平成27年3月31日	令和2年8月31日	事後	
令和2年10月1日	2. 取扱者数・いつ時点の計 数か	平成27年4月1日	令和2年9月1日	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携②法令上 の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号利用法の改正による
令和5年3月1日	1. 特定個人情報を取り扱う 事務②事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定 及び実施、就労自立給付金の支給、保護(一要 する費用の返還又は微収金の微収に関する事 務	生活保護法による申請に基づき、保護の決定 及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備 統付金の支給、保護に要する費用の返還又は 徴収金の徴収に関する事務、保護の決定及び 実施又は徴収金の徴収に関する事務、保護の決定及び 実施又は徴収金の徴収において情報連携に る公金受け取り口座情報取得に関する事務。	事後	
令和5年3月1日	<ol> <li>特定個人情報を取り扱う 事務③システムの名称</li> </ol>	生活保護システム	生活保護システム、統合専用端末、医療保険 者向け中間サーバー	事後	
令和5年3月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 [提供ができる根拠規定] 別表第二、第9号 内閣府総務省令第7号第8 条1、2号 別表第二、第10号 列表第二第14号 今第7号第9号,人閣等的景第14号 今第7号第9号,2、3号 別表第二第14号 月閣府総務省令第7号第12条1、3号 別表第二第24号 内閣府総務省令第7号第12条1、3号 別表第二第24号 内閣府総務省令第7号第26至 第27号,以10号 6第7号第28号,则表第二第27号,例表第二第28号,则表第二第28号 内閣府総務省令第7号第28号,内閣府総務省令第7号第28号,内閣府総務省令第7号第28号,1、4、5、7、8、9号 別表第二第3号,号第28条1、4、5、7、8,9号 别表第二第3号,列表第二第6号,列表第二第6号,列表第二第6号,列表第二第6号,列表第二第6号,列表第二第6号,列表第二第6号,列表第二第6号,列表第二第6号,列表第二第6号,列表第二第6号,列表第二第6号,列表第二第6号,列表第二第10号,列表第二第10号,列表第二第10号,列表第二第10号,列表第二第10号,列表第二第10号,列表第二第10号,列表第二第10号,列表第二第10号,列表第二第10号,列表第二第10号,列表第二第10号,列表第二第10号,列表第二第10号,列表第二第10号,列表第二第10号,列表第二第10号,列表第二第10号,列表第二第10号,内閣府総務省令第7号第55条1,2、3、4号 [服会第二第10号] 内閣府総務省令第7号第5条1,2、3、4号	【照会ができる根拠規定】 番号法第19条第9号 別表第二の26の項 番号法第19条第9号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び用法を定める命令 第19条 【提供ができる根拠規定】 番号法第19条第9号 別表第二の9、10、1 4、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、7 0、87、90、94、104、106、108、113、11 6、120の項	事後	